

アイルランドにおける女性労働と 家族の在り方をめぐる法政策の展開

増田 幸弘

I. はじめに

本稿の目的は、1980年代半ばに至るまでのアイルランド共和国(以下、「アイルランド」と略)の、女性労働と家族の在り方をめぐる法政策の動向を検討することである。

1996年2月に、アイルランド政府は、14名の有識者により構成される家族問題を検討する委員会(Commission on the Family)を設置した。

同委員会の設置目的は、次の3点にある。

- ① 家族に関する立法および政策の影響を考察し、また、変化しつつある経済および社会環境の中で、家族がその機能を果たす能力を強化するための計画案を政府に勧告すること。
- ② 家族の位置づけに影響をおよぼす最近の経済的および社会的变化を分析すること。
- ③ 家族に影響をおよぼす諸問題に関する社会的認識を高め、また理解を深めること。

同委員会は、1年半の作業期間を経て、1997年6月にアイルランドの家族政策の将来像を示す最終報告書を提出する予定である。

社会福祉省(Department of Social Welfare)のPress Releasesによると¹⁾、同委員会における具体的な検討事項として、児童ケア、家族に

対する金銭的支援、教育、保健、婚姻の破綻とその影響、家族生活における貧困の影響などが例示されており、アイルランド社会の家族問題と、それに対する政策的対応が幅広く検討されることとなる。

今後、家族政策の在り方を検討する同委員会の設置を契機に、アイルランドの社会保障・社会福祉政策は、新たな展開を見せることが予想される。

ところで、同委員会が設置された背景には、家族を取り巻くアイルランドの社会状況の変化がある²⁾。その変化のひとつに、労働市場に参入する女性の増加を挙げることができる。そこで本稿では、以下、アイルランドの社会保障・社会福祉の法と法政策を考察する際に必要となる基礎的な作業として、自治権獲得から1980年代半ばまでの女性労働と家族の在り方をめぐる法政策の動向を検討する。

ここで時期的な区分として1980年代半ばを設定した理由は、1973年のアイルランドのEC加盟に伴い、締約国に義務づけられた女性労働と社会保障に関する国内法の整備が、1970年代半ばから1980年半ばにかけて順次行われた点にある。なお、一連の法改正および立法が現在に至るまでの間にもたらした現実的な効果や、1980年代半ば以降の法政策の動向に関しては、稿を改めて分析を行う予定である。

が指摘された⁷⁾。

II. 自治権獲得から1970年代に至るまでの動向

アイルランドの家族政策、とりわけ女性労働と家族の在り方をめぐる法政策は、1970年代にひとつの転機を迎えた。

そこではじめに、自治権獲得から1970年代に至るまでの期間における、女性労働と家族に関するアイルランド政府の法政策を概観する。その前提として、まず当時の女性労働の状況と、憲法の家族条項について把握しておく必要がある。

1. 女性労働の状況

自治権獲得から1960年代までのアイルランドにおける女性労働の特徴は、人口および雇用統計から見た場合、次の3点に要約することができる。

第一に、多くの女性が移民としてアイルランド国外に流出した点である。

この期間内にアイルランドから欧米諸国に移民した女性の大半は、15歳から24歳の年齢区分に属していた⁸⁾。その結果、この期間内におけるアイルランド国内の有職女性は348,000人を超えることはなく、また15歳以上の女性人口は1,100,000人を超えることはなかった⁹⁾。

この時期、アイルランドから欧米への移民は男女を問わず多かった。1948年に設置されたCommission on Emigration and Other Population Problemsは、この移民問題を分析し、1954年に報告書を提出した¹⁰⁾。その報告書では、移民を決意した主たる理由として経済的な事情が挙げられるとともに¹¹⁾、社会的・政治的・経済的・心理的な諸要因が相互に作用していること

第二に、この期間の女性労働力率の低さという点である。

アイルランドにおける女性労働力率は、アイルランド自由王国時代の1926年には約32%であった¹²⁾。その後、第二次世界大戦中の戦時経済期を経て、1946年には30.97%，1951年には30.60%，1961年には28.63%，1966年には28.32%と、同時期の他の西欧諸国と比べて比較的低い水準で推移していた。

このように、アイルランド国内で労働市場に参入する女性の割合は、この期間を通じて増加傾向を示さなかった。また、統計上、女性労働者の大半が未婚であり、既婚女性が就労することは稀であった¹³⁾。

第三に、この期間内に有職女性の職種に変化が生じた点である。

1926年には、有職女性の約60%が農業またはサービス業のいずれかの職種に従事していた¹⁴⁾。第二次世界大戦後の1946年のセンサスでは、有職女性の24.35%が農業に、また30.43%がサービス業に従事しており、この時点で従来の傾向はなお継続していた。

しかし、農業については1951年に20.85%，1961年に14.69%，1966年に11.44%と、その後は急速に減少することとなった。

また、サービス業が占める割合は1951年に24.15%，1961年に21.24%，1966年に20.17%と、緩やかながらも減少傾向を示した。ここでは、とりわけ家事奉公人（domestic servant）の動向が注目される。すなわち1946年には23.45%（65,354人）、1951年には17.73%（57,589人）と、家事奉公人がサービス業の中心を占めていた。しかし、1961年には8.35%（23,938人）にまで落ち込んでおり、1950年代の10年間で家

事奉公人が急減したことを見てとることができ
る¹¹⁾。

アイルランド国内で農業に従事する女性や家
事奉公人として働く女性が急速に減少したのと
時を同じくして、商業・工業・金融保険業・運
輸通信業などの産業部門で働く女性労働者が増
加した。特に政府が当時推進していた産業保護
政策に関連して、繊維・製靴関係への就労が進
捲した。しかし、女性労働者の製造業への就労
は賃金水準の低い業種が中心であり、男性労働
者の約57%の賃金水準にとどまっていた¹²⁾。

以上のことから、自治権獲得から1960年代に
至るまでのアイルランドの雇用実態は、女性の
就労面における社会進出が促進されていたとは
言い難い状況であったものと言うことができる。

2. 1937年憲法の家族条項の存在

自治権獲得以降、とりわけ独立以降のアイル
ランドにおける家族政策の基本的な性格を考察
する際に参考となるのが、1937年憲法(Bunreac
ht na hÉireann：以下、「憲法」と略)の家族
条項である第41条の存在である¹³⁾。

第41条第1項では、まずアイルランドにおけ
る「家族」の位置づけが示されている¹⁴⁾。すなわ
ち、第1号において「国家は家族を自然で第一
次的な、そして基礎的な社会の単位団体として
認め、また、国家は家族を不可譲かつ時効にか
からない諸権利を有しており、すべての制定法
に先行しその上位にある、ひとつの道徳的制度
(moral institution)として認める」と規定し、
国家と家族の関係についての基本的な理念が提
示されている。

これを受けて第2号では、国家による家族の
保護が謳われている。すなわち同号では、国家

が、社会秩序に必要な基礎として、また国民と
国家の福祉に欠くことのできないものとして、
家族を保護することを保障している。

続く第2項第1号において、家庭内の存在と
しての女性の位置づけが強調され、次いで第2
号で、国家は、母親(mothers)が経済上の必要
から家事を怠って就労することのないよう努め
なければならないものとされる。

このように、カトリック教会の家族観を反映
したものと評価される第41条では¹⁵⁾、「家族と婚
姻についてのまったく伝統的な見解」¹⁶⁾すなわ
ち「主婦としての女性の役割に関する19世紀ヴ
ィクトリア的な見解」¹⁷⁾が表明された。

ただし憲法の解釈論の観点からは、第41条第
2項第2号は、法の下の平等を定めた第40条第
1項との関係から、社会保障法の一根拠となるに
過ぎないものと解されている¹⁸⁾。したがって第
41条は、既婚女性が労働市場に参入することを
規制するための立法の根拠たり得るものではない¹⁹⁾。

しかし、第41条第2項の（女性の第一の役割
は家庭内にあるという）伝統的な性別役割分業
の色彩を強く残す文言の存在は²⁰⁾、アイルラン
ド独立当時における国家による家族政策の方
向性を示すものと見ることができよう²¹⁾。

3. 女性労働と家族に関する政策的対応

以上のような自治権獲得以降の状況の中で、
女性労働と家族の在り方をめぐり、いかなる政
策的な対応がなされていたのであろうか。この
ことに関しては、次の3つの点を指摘するこ
ができる。

まず第一に、女性が労働市場に参入すること
に対して制約的な効果をもたらす制度が、アイ
ルランド自由国時代に採用された点である²²⁾。

1929年から1973年に至るまでの間、女性公務員について結婚退職制（marriage bar）が導入されていた²³⁾。また、1938年から1958年までの20年間にわたり、国立学校の女性教員に対する結婚退職制が存在していた²⁴⁾。

一方、1936年に制定された雇用条件法（Conditions of Employment Act 1936）では、第7条において22時から翌朝8時までの女性労働者の就労を禁止した²⁵⁾。また、第6条により、通商産業大臣（Minister for Industry and Commerce）は、女性労働者の就労を禁止または制限する規則（regulation）を制定することができるものとされた²⁶⁾。

同法の原案（Conditions of Employment Bill 1935）に対しては、女性の就労に制限を加える効果を有するとの観点から、アイルランド女性労働者組合（Irish Women Workers Union）や女性議員による反対運動が起こった²⁷⁾。しかし、それはアイルランドの労働運動全体の流れとなることなく終わり²⁸⁾、同法案は議会を通過し雇用条件法が成立した。

第二に、労働者の家族責任と雇用との両立を図ることを目的とした育児保障制度の整備がなされていなかった点である。

当時のアイルランドでは、刑法（Criminal Law Amendment Act 1935）第17条によって避妊薬・避妊具の販売・広告・陳列・輸入などが禁じられており、その使用は事实上困難であった。また、現在に至るまで人工妊娠中絶は合法化されていない。そのため、既婚女性が自己の意思に基づいて計画的に妊娠や出産を決定することは、その手段の面から制約を受けていた。

このように、女性の性と生殖に関する権利（reproductive rights）が確立されていない社会の場合、結婚と出産・育児は密接に結び付け

られることとなる。したがって、結婚後も夫婦が共に就労し続けるためには、母性保護の諸施策とともに、保育サービスや育児休業などの育児保障制度が法に基づき整備されていることが必要となる。

しかし、当時のアイルランドには産前・産後の休業、および育児休業に関する法制度自体が存在しなかった。また、英國と同様アイルランドにおいても、伝統的に要保護児童のケアが児童福祉サービスの中心に位置づけられていた²⁹⁾。その結果、公的に提供される保育サービスは、有職女性の子育て支援のニーズに適合しないものとなっていた³⁰⁾。

第三に、当時の既婚女性に対する所得保障給付の在り方に、男女間の性別役割分業の発想が認められるという点である。

自治権獲得以降のアイルランドの社会保障法体系において、所得保障制度の基礎となったのが1952年社会福祉法（Social Welfare Act 1952：以下、「1952年法」と略）である³¹⁾。

同法に定められた所得保障のスキームでは、

- ① 捐出制の失業給付（Unemployment Benefit）の受給者が既婚女性の場合、その給付額と給付期間が切り下げられていた。
- ② 捐出制の障害給付（Disability Benefit）の受給者が既婚女性の場合、その給付額が切り下げられていた。
- ③ 無捐出制の失業扶助（Unemployment Assistance）において、既婚女性に受給資格が認められるのは、配偶者が身体的または精神的な障害により自活不能である場合のみに限定されていた。
- ④ 社会福祉法上、夫婦の生計維持関係の実態如何にかかわらず、原則として夫を扶養者とみなし、妻は被扶養者（adult dependent）

dant) とみなすものとされた。

これらに加えて、失業給付の受給申請の際に、既婚女性に対しては家事や育児に関する質問をなし、家族責任の存在を理由に受給資格を認定しないという取扱いがなされていた。男性に対してこのような家族責任に関する質問がなされることは稀であり、女性のみに対する「差別的な質問 (discriminatory questioning)」と評価し得るものであった³²⁾。

このように、アイルランドの所得保障法では、稼得能力の観点から男女が同一の法的地位に置かれていた。このことは、1952年法がベヴァリッジ報告の強い影響を受けて作成されたという経緯を反映するものである。

III. EC 加盟に伴うアイルランドの政策

前述のように、アイルランドにおける女性労働と家族の在り方をめぐる法政策は、1970年代にひとつの転機を迎えることとなる。その契機となったのが、1960年代以降のアイルランドにおける女性運動の高揚と、1973年に実現したEC 加盟であった。この両者の要因が相俟って、アイルランドでは1970年代から80年代にかけて女性の社会的地位のヨーロッパ化 (Europeanize) が進行した³³⁾。

したがって、政策の形成過程を考察する場合には、この女性運動の動向に関しても社会学的に分析されなくてはならない³⁴⁾。しかし、この課題の検討は別の機会に譲り、本章では以下、専ら EC 加盟がアイルランドの法政策に与えた影響を軸に、1970年代以降の法政策の動向を取り上げることとする³⁵⁾。なお、個々の諸立法の法構造および裁判例の分析に関しては別稿を予定し

ている。

1. 女性労働に関する法的対応

アイルランド政府は EC 加盟に伴い、EC 指令75/117および76/207によって締約国に義務づけられた国内法の整備を行う必要が生じた。そのため、雇用における男女差別の規制を目的とする、1974年反-差別(賃金)法(Anti-Discrimination (Pay) Act 1974：以下、「1974年法」と略)と1977年雇用均等法(Employment Equality Act 1977：以下、「1977年法」と略)を制定した。

このうち、1974年法は EC 指令75/117に対応するものであり、同一の労働に対する男女同一報酬の原則を法定している。この原則は、同法により個々の雇用契約の默示的条項 (implied term)となる³⁶⁾。また、適用除外の特約(contract out)は認められないものと解されている³⁷⁾。労働協約など労使間に合意が存在する場合においても、同原則に反する規定については無効とされる³⁸⁾。

更に、解雇に関して1974年法では、同一賃金の請求をなしたことを使って被用者を解雇した雇用者には、陪審によらない有罪判決 (summary conviction) または正式起訴による有罪判決に基づき罰金が科せられるとの罰則規定が設けられた³⁹⁾。この場合、解雇が差別を理由とするものであるか否かの立証責任は雇用者側に帰せられることとなる。

後者の、EC 指令76/207に基づき制定された1977年法は、性別や婚姻上の地位を理由とする雇用上の差別的取扱いを禁じた。1974年法と同様に、雇用契約における差別的条項は無効とされ、労働協約などの労使間の合意においても、差別的な規定については無効となる。同法では、

EC 指令にしたがって「直接差別 (direct discrimination)」とともに「間接差別 (indirect discrimination)」の概念が導入された。

1977年法により、1974年法関連の事項を除く雇用の領域一般、すなわち募集・採用、雇用条件、雇用相談 (employment counselling)・職業訓練・作業経験 (work experience) の機会と便宜、および昇進の機会に関する差別の禁止が法定された。

ポジティブ・アクションに関しては、雇用者が、先行する12か月間に一方の性別の者が少ないか全くいないタイプ・形態・部門の職について、その性別の者の増加を奨励しまたは特別な職業訓練を行うことを妨げないとする規定が設けられた。ただし、これは選考時における積極的な差別的取扱いまでを許容するものではない。また、妊娠婦に対しては優遇措置をなすことを探めていた。

1974年および1977年両法の違反に対する救済は、原則として、1946年労使関係法 (Industrial Relations Act 1946) に基づき設置された準司法的機関たる労働裁判所 (Labour Court) を通じて行われる⁴⁰⁾。同裁判所は、当時アイルランドで激しさを増していた労使紛争の調整機関として設置されたものであり、個人の法的権利をめぐる紛争を裁決するための機能は付与されていなかった。そこで1974年法および1977年法の中に、調査・勧告を行う労働裁判所の専門官 (Equality Officer) に関する規定が設けられた。

また、1977年法により、雇用の場面における男女差別の監視を目的とする雇用均等機関 (Employment Equality Agency) が労働省 (Department of Labour) に新設された。

以上のように、EC 加盟に伴い制定された

1974年法と1977年法により、雇用における男女差別の規制が図られた。また、前述の1936年雇用条件法における女性労働者の深夜業の禁止規定は、1986年に廃止された⁴⁰⁾。

一方、出産時の女性労働者の保護に関しては、産前・産後の休業を定める1981年被用者母性保護法 (Maternity Protection of Employees Act 1981) が制定された。

同法は、産前4週間、産後4週間、産前または産後のいずれかに6週間、計14週間の休業期間を設定している。休業の取得に際しては、出産予定日の4週間前までに雇用者に請求をなすことを要する。また、本人の請求があった場合には、更に4週間を限度として休業期間の延長がなされる。

同法には、休業期間終了後の職場復帰の権利に関する規定が設けられており、休業期間中の解雇は禁じられる。一方、休業期間中の賃金については同法に定めがなく、休業期間の14週分については社会福祉法による所得保障がなされる。

この母性保護法における14週間の休業期間は、1992年に示されたEC指令92/85が示した最低基準に合致するものであった。

2. 社会保障に関する法的対応

1978年12月に、社会保障の分野における男女平等原則の漸進的確立に関するEC指令79/7が制定され、同指令は1984年12月より発効した。これを受けて、アイルランドでは1985年以降、順次、社会福祉法 (Social Welfare Acts) の改正が行われた。

一連の法改正により、社会福祉法における性別や婚姻上の地位を理由とする男女間の差別的取扱いの廃止が、以下のように図られた。

- ① 夫婦の生計維持関係の実態如何にかかわらず夫を扶養者とみなす、社会福祉法の規定の廃止⁴²⁾。
- ② 捐出制の失業給付の給付期間の平等化⁴³⁾。
- ③ 捐出制の諸給付における給付額の平等化⁴⁴⁾。
- ④ 無捐出制の失業扶助の受給資格の平等化⁴⁵⁾。

この結果、アイルランドの所得保障制度における男女間の差別的取扱いは、大筋では解消の方向へと向かった⁴⁶⁾。このことは、「既婚女性の第一の役割は家庭内にある」という伝統的な性別役割分業の発想に基づくアイルランドの所得保障制度の在り方に、EC 指令が修正を加えたことを意味する。

しかし、法改正後もなお社会福祉法の若干のスキームで男女間に直接的および間接的差別を生じる規定が残されたこと⁴⁷⁾、および、実務の面で失業扶助の受給申請時に「差別的な質問」が依然として行われていたことが指摘されている⁴⁸⁾。

なお、社会福祉法における「夫婦」概念に関して、最高裁判所(Supreme Court)は、Hyland v. Minister for Social Welfare 事件 ([1990] I.L.R.M. 213)において、夫婦関係が法律婚の場合と同居(cohabitation)の場合とで失業扶助の給付額に差異が生じる、1985年社会福祉(第2号)法 (Social Welfare (No. 2) Act 1985) 第12条(4)につき違憲であるとの判断を示した。この問題に対して、政府は1989年社会福祉(第2号)法 (Social Welfare (No. 2) Act 1989) の制定をもって対応した⁴⁹⁾。

3. 女性の性と生殖に関する権利の問題

女性の性と生殖に関する権利の確立は、本来的に国内の裁判および立法を通じて行われる事項であり、EC 加盟がアイルランドの国内法に直接影響をおよぼすことはなかった。

アイルランドの最高裁判所は、1974年の McGee v. Att. Gen. 事件 ([1974] I.R. 284) 判決において、憲法第40条第3項第1号から導かれる夫婦のプライバシー (marital privacy) の保障を根拠に、避妊具・避妊薬の輸入を禁ずる刑法の規定を違憲であるものと判断した。同判決を契機に、1979年には保健(家族計画)法 (Health (Family Planning) Act 1979) が制定され、1980年11月より施行された。同法の下で、薬局において医師の処方箋を有している者に対してのみ限定的に避妊具・避妊薬を販売することが認められた。

その後、1985年の法改正⁵⁰⁾により避妊具・避妊薬の販売規制は緩和され、18歳以上の者に対して医師の処方箋なしに販売することが認められるようになった。また、エイズの感染防止の観点から行われた1992年の法改正⁵¹⁾で、避妊具を販売することのできる年齢が17歳へと引き下げられ、現在に至っている。

一方、前述のようにアイルランド法の下では、人工妊娠中絶は刑法上の犯罪を構成することとなる⁵²⁾。また、1983年に実施された憲法の第8次改正により、胎児の生存権が憲法により保障される権利として明文化された⁵³⁾。この人工妊娠中絶の禁止をめぐっては、1990年代に入り、EC 加盟の他国における人工妊娠中絶専門病院に関する情報の提供や、中絶目的の女性に対する出国の差止めの是非をめぐり、EC 加盟諸国における人の自由移動やサービス供給の自由との関係において法的問題が生じた⁵⁴⁾。今後のアイ

ルランド国内での対応が注目される。

IV. 小 括

以上のように、カトリック教会の家族觀を反映した憲法の家族条項は、女性の第一の役割は家庭内にあるという伝統的な性別役割分業の発想に基づくものであり、独立当時のアイルランドにおける家族政策の基本的な理念を示すものであった。また、具体的な法政策においても、労働市場政策・社会福祉政策（児童福祉サービス）・社会保障政策（所得保障）のいずれもが男女の性別役割分業を前提としており、女性の労働市場への参入を促すものではなかった。

更に、避妊・人工妊娠中絶・離婚など、家族の実態の変化を側面から促すこととなる諸施策に関しても、これらがいずれもカトリシズムの道徳觀と密接に関連することから、法改正の作業が着手されたのは1980年代以降のこととなつた。

かような状況の下で、自治権獲得以降のアイルランドにおける女性の雇用実態は、就労面における女性の社会進出が果たされていたとは言い難いものであった。

その後、アイルランドにおける女性労働と家族の在り方をめぐる法政策は、EC加盟を転機として1970年代の半ば以降、新たな展開を見ることとなった。すなわち、一連のEC指令に基づき国内法の整備が行われたことにより、1970年代から80年代にかけて女性の社会的地位の向上が図られた。この男女平等に関する法政策は一定の効果をあげ、アイルランドにおける女性の職場進出は徐々に拡大の傾向を示した。

しかし、女性の労働力率が上昇したとはいえ、既婚女性と未婚の母に関しては他のEC諸国と

比較した場合、依然として低水準にとどまってきた。その理由のひとつに、当時、既婚女性や未婚の母の就労に対して抑制的に作用する、以下の諸要因が存在していたことを挙げができる。

第一に、保育政策の問題がある。すなわち、公的保育サービス（public funded child care services）が、有子家族の就労援助を目的とするものとして位置づけられていなかつたという点である⁵⁵⁾。

第二に、所得保障政策の問題がある。1970年代には（1973年の「未婚の母手当（Unmarried Mother's Allowance）」をはじめ）母子家庭を主たる対象とした諸給付が設定されたが、これらの受給者の資格要件が、母親の就労による家族の経済的自立を援助する方向には設定されていなかつたという点である⁵⁶⁾。

第三に、同じく所得保障政策の問題として、世帯（household）を単位とした諸給付の存在が、女性の労働市場への参入に対して抑制的な効果を有していたという点が指摘されている⁵⁷⁾。

これらの諸要因が存在する中で、1980年代半ば以降のアイルランドにおける女性（とりわけ既婚女性および未婚の母）の雇用実態はいかなる動向を示し、また、それに対していくかなる政策的対応がなされてきたのであろうか。更に分析を加える必要がある。

しかし前述のように、本稿の目的は、アイルランドの社会保障・社会福祉の法と法政策を考察する際に必要となる基礎的な作業として、1980年代半ばまでの女性労働と家族の在り方をめぐる法政策の動向を検討することにある。したがって、この点に関する検討は本稿の課題を超えることとなる。現在準備中の続稿の課題と

したい。

アイルランドにおいても、近年、ひとり親家族（とりわけ母子家庭）が増加してきた。また、昨年実施された国民投票によって確定した離婚の自由化に伴い、ひとり親家族が更に増加することも考えられる⁵⁸⁾。将来予想される家族関係の多様化に伴い、アイルランド政府は、母子家庭の生活の自立をいかに支援するかという問題への対応を迫られることとなろう。

その際、考えられる法政策の方向としては、次の3つがある。

- ① 母親の就労を支援する諸施策を充実させる。
- ② 社会保障給付を充実させる。
- ③ 生別母子家庭について私的扶養義務の履行を徹底させる⁵⁹⁾。

アイルランドでは、今後、これらのいずれに重点をおいた法政策を展開するのであろうか。本稿では取り上げなかった扶養法の法構造の分析を含めて、稿を改め、英國法および（英國法の実験場たる）オーストラリア法の動向を視野に入れつつ考察を進めて行くこととした。

注

- 1) Department of Social Welfare, Press Releases, 15 Feb. 1996.
- 2) この点に関して社会福祉大臣De Rossaは、1996年2月15日に行った発言の中で、ライフスタイル・教育・居住地をめぐる選択肢の拡大、経済生活の向上、失業および社会の腐敗(social deprivation)の存在とともに、過去10年から20年の間に生じた、出生率・女性の労働市場への参入率・婚姻率などの社会的指標の劇的な変化を挙げている (id.)。
- 3) Travers (1995): 148.
- 4) Central Statistics Office (Ireland), *Statistical Abstract* (annual). なお、以下の人口に関するデータについてもこの統計に基づいて算出した。
- 5) 同報告書の社会政策上の位置づけにつき、Kennedy, Giblin and McHugh (1988): 150-52 参照。
- 6) 1960年代に至るまで、アイルランド国内では、女性が家庭の外で働き生活に十分な賃金を得るのは著しく困難であった。この点に関して、Daly (1981a) 参照。自治権獲得以前のアイルランドにおける女性の経済的状況については、Bourke (1994) が簡潔な見取り図を提供する。
- 7) Travers (1995): 150. 同論文では、当時女性が移民を決意するに際して、経済面以外の諸要因が果たしていた役割の重要性を社会学的に分析する。
- 8) Jackson (1993): 76.
- 9) Id., at 80.
- 10) Daly (1981b): 175.
- 11) 1946年の時点では女性労働力率が比較的高かった職種として、看護職や教職などの専門職(professional occupations)を挙げることができる。このグループは同年のセンサスで有職女性の10.99%を占め、また20年後の1966年のセンサスでも15.29%を占めている。
- 12) Blackwell (1982): 49.
- 13) 第41条は3項から成る。同条第3項は婚姻制度について規定しており、離婚に関する国内法の制定を禁じている。カトリシズムの婚姻観を色濃く反映する同条項の存廃をめぐっては、長年にわたりアイルランドの世論が二分されてきた。この憲法改正問題に関して、増田 (1993a) 447頁；Dillon (1993) 参照。
- 14) アイルランド憲法の「家族(The Family)」概念につき、増田 (1993a) 参照。
- 15) この点につき、増田 (1993a) 419頁参照。
- 16) O'Connor (1988): 174.
- 17) Travers (1995): 160.
- 18) Casey (1992): 495, 522; Clark (1978): 265. Cf. Murphy v. Attorney-General [1982] IR. 241.
- 19) Casey (1992): 522; Prondzynski and McCarthy (1989): 84. Cf. Murtagh Properties Ltd. v. Cleary [1972] IR. 330.

- 20) 憲法の起草者 De Valera の家族觀につき, Lee (1989): 206-7; Scannell (1988) 参照。
- 21) Breen et al. (1990): 101-8; Jackson (1993): 75; Dillon (1993): 23; McLaughlin (1993); Whyte, J. (1980): 26-66.
- 22) Hutton (1991): 58.
- 23) Dillon (1993): 23.
- 24) Jackson (1993): 74; O'Leary (1987). なお, 1958年に廃止された理由は, 当時アイルランドで生じていた教員不足を解消するためという, 教育行政の現実的な要請からであった (Hutton (1991): 58)。
- 25) Conditions of Employment Act 1936, s. 7.
- 26) S. 6 provides: "The Minister may make regulations prohibiting or restricting the employment of young persons, females or outworkers."
- 27) Hutton (1991): 58-9.
- 28) Daly (1992): 122-27.
- 29) Hantrais (1995): 117-18. 英国における児童福祉に関する法制度の展開過程は, 桑原 (1989) に詳しい。また, アイルランドにおける児童ケア・サークルにつき, 増田 (1993a); コルトン, ヘリンクス (1995) 第6章を参照。なお, EU および英国における男女平等政策と保育問題に関する邦文文献として, 浅舟 (1991) 631頁以下, 木下 (1992), 同 (1995) 参照。
- 30) Jackson and Barry, (1989): 44.
- 31) 1952年法につき, 増田 (1991) 参照。
- 32) Whyte, G. (1988): 39.
- 33) Jackson (1993): 77-80.
- 34) アイルランドにおける女性運動の位相については, Beale (1986) が参考となる。
- 35) ただしこの時期に女性の権利が拡張された過程に關しては, 女性組織によるロビイングの効果よりも, 裁判所の司法審査と EC 指令が果たした役割の方を重視する見解がある (Dillon (1993): 27, 182)。
- 36) Anti-Discrimination (Pay) Act 1974, s. 3.
- 37) Employment Equality Agency's Code of Practice, para. 14. 2.
- 38) Anti-Discrimination (Pay) Act 1974, s. 5.
- 39) Id., s. 9.
- 40) アイルランドの労働裁判所制度につき, 増田 (1993b) 16頁以下参照。
- 41) Employment Equality (Employment of Women) Order, 1986. 雇用均等機関は, 1978年に女性労働者の深夜業の禁止規定の緩和を勧告しており, 使用者団体 (Federated Union of Employers) もこれに賛意を示した。しかし労働団体 (Irish Congress of Trade Unions) は, ILO89号条約の廃棄に慎重な見解を示していた。その後, 政府は1982年3月に至り, 同条約の廃棄を決定した。
- 42) Social Welfare Act (No. 2) 1985, s. 3.
- 43) Id., s. 6.
- 44) Social Welfare Act 1986, s. 2.
- 45) Social Welfare (No. 2) Act 1985 (Commencement) Order 1986.
- 46) これらに加えて, EC 指令に関連して以下の規則が制定された。Social Welfare (Normal Residence) Regulations 1986; Social Welfare (Overlapping Benefits)(Amendment) Regulations 1986; Social Welfare (Adult Dependents) Regulations 1986; Social Welfare (Preservation of Rights)(No. 2) Regulations 1986.
- 47) Whyte, G. (1988): 53-8.
- 48) Callender (1988): 7.
- 49) Casey (1992): 494; Cousins (1993): 9.
- 50) Health (Family Planning)(Amendment) Act 1985.
- 51) Health (Family Planning)(Amendment) Act 1992.
- 52) Offence against the Person Act 1961, s. 58.
- 53) 憲法の第8次改正については, Sherlock (1989) に詳しい。
- 54) この問題について, 以下の論稿を参照。須綱 (1992) 18頁; Spalin (1992); Tomkin and Hanafin (1995): 187-91.
- 55) Task Force on Child Care Services (1980): para. 4. 9.
- 56) Jackson (1993): 82-5.
- 57) Cousins (1993).
- 58) 1995年11月に, 憲法第41条第3項の改正を問う国民投票が実施された。その結果, 818,841票対809,731票という小差で改正支持派が反

- 対派を上回り、離婚の自由化が確定した。
- 59) 児童扶養法に関するオーストラリア法の試みにつき、増田（1994）参照。

参考文献

- Beale, J. (1986), *Women in Ireland : Voices of Change*, London, Macmillan Education.
- Blackwell, J. (1982), "Government, Economy and Society", in Litton, F. (ed.), *Unequal Achievement : The Irish Experience 1957-1982*, Dublin, Institute of Public Administration.
- Bourke, J. (1994), "Avoiding poverty : Strategies for women in rural Ireland, 1880-1914", in Henderson, J. and Wall, R. (eds.), *Poor Women and Children in the European Past*, London/New York, Routledge.
- Breen, R. et al. (1990), *Understanding Contemporary Ireland*, Dublin, Gill and Macmillan.
- Callender, R. (1988), "Ireland and the Implementation of Directive 79/7 EEC", in Whyte, G. (1988).
- Casey, J. (1992), *Constitutional Law in Ireland* (2nd ed.), London, Sweet & Maxwell.
- Clark, R.W. (1978), "Social Insurance Appeals in the Republic of Ireland", *Irish Jurist* (n.s.), (13), 265.
- Cousins, M. (1993), "The Treatment of Households in the Irish Social Security Code", *Journal of Social Welfare and Family Law*, 15 (1), 3.
- Daly, M. (1981a), "Women in the Irish workforce from pre-industrial to modern times", *Saothar*, (7), 74.
- Daly, M. (1981b), *Social and Economic History of Ireland since 1800*, Dublin, The Education Company.
- Daly, M. (1992), *Industrial Development and Irish National Identity, 1922-1939*, New York, Syracuse University Press.
- Dillon, M. (1993), *Debating Divorce : Moral Conflict in Ireland*, Lexington, The University Press of Kentucky.
- Hantrais, L. (1995), *Social Policy in the European Union*, London, Macmillan.
- Hutton, S. (1991), "Labour in the post-independence Irish state: An overview", in Hutton, S. and Stewart, P., *Ireland's Histories : Aspects of State, Society and Ideology*, London/New York, Routledge.
- Jackson, P. (1993), "Managing the Mothers : The Case of Ireland", in Lewis, J. (ed.) *Women and Social Policies in Europe*, Aldershot, Edward Elgar.
- Jackson, P. and Barry, U. (1989), "Women's Employment and Multinationals in the Republic of Ireland : The Creation of a New Female Labour Force", in Elson, D. and Pearson, R. (eds.), *Women's Employment and Multinationals in Europe*, London, Macmillan.
- Kennedy, K.A., Giblin, T. and D. McHugh. (1988), *The Economic Development of Ireland in the Twentieth Century*, London/New York, Routledge.
- Lee, J.J. (1989), *Ireland 1912-1985 : Politics and Society*, Cambridge, Cambridge University Press.
- McLaughlin, E. (1993), "Ireland : Catholic Corporatism", in Cochrane, A. and Clarke, J. (eds.), *Comparing Welfare States : Britain in International Context*, London, Sage.
- O'Connor, P.A. (1988), *Key Issues in Irish Family Law*, Dublin, Round Hall Press.
- O'Leary, E. (1987), "The Irish National Teachers' Organisation and the Marriage Bar for Women National Teachers 1933-1958", *Saothar*, (12), 47.
- Prondzynski, F.V. and McCarthy, C. (1989), *Employment Law in Ireland* (2nd ed.), London, Sweet & Maxwell.
- Scannell, Y. (1988), "The Constitution and the Role of Women", in Farrell, B. (ed.), *De Valera's Constitution and Ours*, Dublin, Gill and Macmillan.
- Sherlock, A. (1989), "The Right to Life of the Unborn and the Irish Constitution", *Irish*

- Jurist (n.s.), (24), 13.
- Spalin, E. (1992), "Abortion, Speech and the European Community", *Journal of Social Welfare and Family Law*, 14 (1), 17.
- Task Force on Child Care Services (1980), *Final Report to the Minister for Health*, Dublin, Stationery Office.
- Tomkin, D. and Hanafin, P. (1995), *Irish Medical Law*, Dublin, Round Hall Sweet & Maxwell.
- Travers, P. (1995), "'There was nothing for me there': Irish female emigration, 1922-71", in O'Sullivan, P. (ed.), *Irish Women and Irish Migration*, London, Leicester University Press.
- Whyte, G. (1988), "Council Directive 79/7/EEC in Ireland: Background to the Implementation of the Directive in Ireland", in id (ed.), *Sex Equality, Community Rights and Irish Social Welfare Law: The Impact of the Third Equality Directive*, Dublin, Irish Centre for European Law.
- Whyte, J. (1980), *Church and State in Modern Ireland* (2nd. ed.), Dublin, Gill and Macmillan.
- 浅倉むつ子 (1991) 『男女雇用平等法論』ドメス出版
- 木下比呂美 (1992) 「EU レポート「保育と機会均等」とイギリスの保育事情」(東京第二弁護士会両性の平等に関する委員会編『新しい保育を求めて』日本評論社所収)
- 木下比呂美 (1995) 「EUにおける「仕事と子育ての両立」政策の展開」『賃金と社会保障』1146号
- 桑原洋子 (1989) 『英国児童福祉制度史研究』法律文化社
- コルトン, M., ヘリンクス, W. 編著 (飯田進・小坂和夫監訳) (1995) 『EC 諸国における児童ケア』学文社
- 須綱隆夫 (1992) 「妊娠中絶と EC: アイルランドの国民投票」『法学セミナー』453号
- 増田幸弘 (1991) 「アイルランド共和国社会福祉省 1949年白書における問題点: ディグナン博士による批判をめぐって」『法学政治学論究』8号
- 増田幸弘 (1993a) 「アイルランドにおける家族概念から生じる諸問題と家族の自律について」『法学研究』65巻12号
- 増田幸弘 (1993b) 「現代アイルランドにおける労使関係法の展開とその特質: 1990年労使関係法を中心」『研究労働法・経済法』(慶應義塾大学産業研究所)・別冊5
- 増田幸弘 (1994) 「生別母子家庭における子どもの生活保障と社会保障法: オーストラリア児童扶養法の改革とわが国の課題」『研究労働法・経済法』別冊7

本稿は、平成7年度文部省科学研究費（奨励研究(A)）の助成に基づく研究成果の一部である。
(ますだ・ゆきひろ 佐賀医科大学専任講師)